

## 4. 報酬を得る活動を行う許可を得ない一時居住者用査証

メキシコに **180 日以上 4 年以下** 滞在する者（メキシコ現地で報酬を得る活動を行うことは不可）

### ステップ 1 申請書類を揃える

<必要提出書類>

1. パスポート（原本ならびに写真のページのコピー 1 部）
2. 申請用紙 [こちら](#) からダウンロードしてください。
3. 写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm、背景白、額と耳が出ていること、メガネなし）
4. メキシコ側（企業）の責任状

記載内容（以下の項目を全て含めてください）

- i) 申請者の氏名／国籍
- ii) メキシコ企業（組織、団体）の正式名称
- iii) 企業の登録番号
- iv) 企業の活動内容
- v) 企業の所在地、連絡先
- vi) 申請者が行う仕事の内容、または参加プロジェクトについて
- vii) 赴任期間、滞在開始日ならびに終了日
- viii) メキシコ企業による滞在期間を通じた経費負担に関する連帯責任の表明 (responsabilidad solidaria)
- ix) 申請者が日本で報酬を受け取り、メキシコでは受け取らないという表明

参考文：Por medio de la presente, bajo protesta de decir verdad manifiesto que el solicitante, (Nombre) recibirá su salario en Japón y no lo recibirá en México.

- x) 責任状署名者の身分証明書（写真と署名があるもの）のコピー

※スペイン語で記載すること。会社のレターヘッドが付いた用紙を使用すること。

記載内容のスペイン語版は[こちら](#)をご覧ください。

### 5. 日本側（企業）の推薦状（経歴、技能、知識等を証明するもの）

※英語もしくはスペイン語で記載すること。会社のレターヘッドが付いた用紙を使用すること。

### 6. メキシコ側（企業）の銀行残高証明

条件：直近 12 ヶ月にわたり口座の平均残高が 1,232,200 ペソ以上であること

書類には「**口座情報、直近 12 ヶ月分の平均残高一覧、銀行印もしくは銀行担当者の署名**」が含まれている必要があります。

**留意事項**：直近 12 ヶ月に**申請する月は含みません**。例）4月に申請する場合には3月から数えた過去 12 カ月分。

書類は**メキシコ国内で発行されたもの**をご提出ください。

銀行印、銀行担当者の署名がない場合は **QR コード**の記載が必要です。

7. 在留カード（日本国籍以外の方。原本ならびに写しを提出。）

## 8. 手数料

当館ウェブサイトスペイン語ページ SECCIÓN CONSULAR→TARIFAS CONSULARES→表内 VISA A PASAPORTES EXTRANJEROS よりご確認ください。日本国籍の方は無料です。

【追加提出書類】 申請者の給与支払い額証明書、ならびに証明書作成者の身分証明書（パスポート）コピー

※諸費用（家賃、交通費等）をメキシコの会社が負担しない場合に必要です（申請者が自分の収入で負担する場合）

条件：直近6ヶ月にわたり 24,644 ペソ以上の月収を得ていること

直近6ヶ月に**申請する月は含みません**。例) 4月に申請する場合には3月から数えた過去6カ月分。

書類に以下の内容を記載してください。記載例は[こちら](#)をご覧ください。

- i) 会社名、会社所在地、代表者名、社判
- ii) 毎月の給与額一覧（直近6ヶ月分）
- iii) 給与所得者の氏名、現住所、生年月日、入社日、役職名、業務内容、証明書発行日

### 【書類作成上の留意事項】

- ・すべての書類は原本ならびにコピーをご用意ください。
- ・書類が日本語の場合には必ず**スペイン語訳もしくは英語訳**を添付してください。
- ・署名以外、手書きの書類は認められません。
- ・日本もしくはメキシコ以外の国で発行された書類にはアポスティーユ認証もしくは居住する国のメキシコ大使館・領事館による認証が必要です。
- ・担当官の判断により追加書類の提出を求める場合があります。

### ステップ2：査証申請予約、査証申請

査証申請予約はオンラインでのみ受け付けております。[予約サイト MEXITEL](#)にて予約をおとりください。

予約した日時に上記書類を持参し当館へいらしてください。

### ステップ3：在留カード取得

一時居住者用査証の有効期限は**180日**です。メキシコ入国後**30日以内**に居住する地域の入国管理局（INM）にて**在留カード**に切り替える手続きを行ってください。在留カードを取得することで、180日以上4年以下の滞在が可能となります。こちらの手続きは出入国管理庁で行っています。手続きに関しては、各州の出入国管理庁に直接お問い合わせ下さい。

出入国管理庁ウェブサイト <https://www.gob.mx/inm>